

## あまりにも多い教職員自殺の不都合な真実⑧ ～解同支部長の肩書きで他校を総括する小学校長～

習近平国家主席が、中国への返還25周年を記念した香港での式典へ出席した時に行った演説を「重要講話」として学習会を香港で繰り広げ、「中国化」を推し進めていますが、この宣伝工作や弾圧の方法が、文部省から是正指導を受けるまで教育支配されていた広島県の状況と重なって見えます。

習国家主席による「重要講話」は令和4年7月1日に行われたもので「中央政府による全面的な統治権を堅持しなければならない」と述べ、中国共産党の指導の優位性を強調し、一党支配体制を正当化しています。民主派の動きや異論を封じ「1国2制度」の骨抜きを狙う宣伝工作が、学習会という名で「洗脳」が政府、政党、学校、地区、団体に徹底して進められています。「中国共産党の指導」を「正義」とし、それを盾に言論を統制し、政権へ不満や批判をする者は弾圧・拘束されるという恐怖心を国民に徹底的に植えつけています。

広島では「差別発言」を口実に学校や行政、企業が徹底的に糾弾されました。同対審答申にある、同和問題の解決は「国民的課題」「国(行政)の責務」という文言を正義の盾にして、糾弾を正当化し、誤った同和教育が徹底して行われてきました。糾弾を受けるのではないかという恐怖心を植えつけられ、同和問題に対する批判だけでなく自由な意見さえも押さえつけられました。「同和教育がすべての教育活動に優先する」といった法令違反の「洗脳」教育が、屈服した行政や学校、同和研究会、町内会などの組織を使って同和研修、住民学習・PTA 研修・人権学習などの名で繰り返し徹底して行われ、恐怖に怯える「物言えぬ職場」「物言えぬ住人」が現出されました。広島で行われた「教育支配」「住民支配」は、実は一党独裁国家、中国共産党が国民を支配するのと同じ手法で行われていたことが分かります。民主主義社会である日本で、「差別をなくす」という美名のもとに異論を封じ、同和問題を何よりも優先する思想や仕組みが押し

つけられ、「言論の自由」が制限・統制され、他の意見を認めず抑圧・糾弾し恐怖で支配するといった全体主義国家に通ずる支配の仕組みが作られていたのです。辰野裕一教育長はこれを「見えざる強制のシステム」と呼びました。

運動団体の活動等が「同和問題を阻害している」と、運動団体の活動に問題があり、解決を阻害する原因だという指摘が行われます。

指摘したのは昭和 59 年 6 月に地対協(地域改善対策協議会)が出した意見具申で、同対事業を進める中で「当初予期しなかった問題」が生じ、これらが同和問題解決を阻害する原因になっていると述べます。この「当初予期しなかった問題」に、運動団体の活動を挙げたのです。具体的には、①運動団体の行き過ぎた糾弾がこわい問題であるとの意識を発生させていること、②運動団体間の対立による問題、③「団体の活動が同和問題の解決を阻害している」等で、運動団体の活動に問題があると明確に核心の指摘をしたのです。

分かりやすく言うと、解放同盟が行う差別糾弾闘争が、同和問題解決を阻害する原因になっているということです。

同対審答申が昭和 40 年に出され、これを受けて昭和 44 年から同対特措法(同和対策事業特別措置法)が延長を含めて 13 年間施行され、昭和 57 年からは新たに地対特措法(地域改善対策特別措置法)が 5 年間の限時法として施行されました。同和対策事業等にそれまでの 15 年間に約 2 兆円の国費とそれを上回る地方公共団体の経費が充てられました。諸施策により「同和地区住民の生活実態、物的環境の改善は相当進み」、改善対策は「概ね達成できると見込めそうな状況になっている」と、生活実態、物的環境面で、差別はなくなっているということを述べています。しかし諸施策を行う中で、同和利権の独占や共産党の排除、糾弾による人権侵害、行政の主体性の欠如等によって、同和問題の解決を阻害する、運動団体の活動等を原因とした様々な問題が発生してきたのです。

意見具申は啓発活動の在り方についても述べていますが、啓発を推進するために「前提ともいうべき条件が欠けている」と次の問題もあげています。

- ① 自由な意見交換が困難なままであること。
- ② 民間運動団体による行き過ぎた確認・糾弾が、意見を潜在化させる原因となっ

ている。

- ③ 行政が主体性を欠如し、運動団体が行う要求を未整理のままで受け入れ、周辺地域との一体性を欠くような事態を発生させ、国民に同和行政に対する不信感を与えている。
- ④ 民間運動団体間での対立が混乱をもたらしている。
- ⑤ 利権を得るため行政に不当な圧力をかけるなど目に余る、えせ同和団体が横行する事態が発生している。

解放同盟から差別を口実に介入され糾弾を受けていた当時の広島県の様子はどうだったのか紹介しましょう。

### えせ同和行為の事例1

解同(解放同盟)の幹部らが共謀して同和融資制度の資格がないのに金を欺し盗り県警に逮捕されるという事件が発生します。朝日新聞、昭和56年4月29日付けによると、福山市内に在住の藤原某は、同対特措法に基づいた県同和地区中小企業融資制度要綱で、特定の資格を持つ小規模事業者が運転資金や設備資金として一口300万円の融資を受けられることに目を付け、資格がないのに約900万円(3口)をだまし取ることを共謀。賀茂郡と呉市に在住する A・B2人の住民票を福山市へ移し、呉市の Cさんの住民票は無断で移転させ、それぞれ福山市内で事業を営んでいるように見せかけて、54年12月18日、A・Bと共謀した D が C さんになりすまして福山市役所へ行き、県同和地区中小企業融資金を A・B・D それぞれ300万円、計900万円を申請。窓口職員をだまして、資格を持つ者と確認させました。同月21日にはまた同じ手口で県信用保証協会福山支店で、融資に対する保証を取り付け、銀行支店から約865万円の交付を受け欺し盗っていたというものです。同和黒書①では主犯の藤原某が「解同支部長」であることと、他にも昭和47年から49年にかけて福山市同和中小企業融資、43件1億3千万円を欺し盗っていると明記しています。さらに黒書①は、福山市で共産党市議会議員がこの件について追及しますが、当時の立石市長が「犯罪をかばい通した」とも書いています。同和融資制度を悪用して金を欺し盗る支部長も悪いですが、こういうことが行われるのは、同和と名がつけば福山市や信用保証協会のように資格についてろくに確認もしないで融資を行っていたからでしょう。

## **主体性を欠如した行政の事例2**

赤字経営で行き詰まった福山市にある私設の動物園を解同の圧力で福山市へ時価の約5倍の4億1千万円で買い取らせたのは問題があると昭和 54 年「広島民報」が取り上げています。

福山市の動物園買収について「違法な公金支出」であるとして3億5千万円を返させるよう監査請求した岡田さんによると、その理由として次のことをあげています。

- ① 動物園のすぐそばの大型建設用地を県が 3.3 ㎡、7,600 円で買収しているのに対し、福山市は動物園を同 38,000 円で買っている。
- ② 帳簿では 2,000 万円の建物を 1 億 2,000 万円で買収している。(9月9日付) 動物園の経営者は解同小森派の O 氏。民報では実名で報じています。駅家町に建てられた天守閣の城と見まがうような豪邸の写真を載せ、「利権あさり豪邸」「『逆差別』との批判が高まっている」と非難しています。この記事が本当ならば、運動団体が行う要求を未整理のままで受け入れるという行政が主体性を欠如した姿です。

## **主体性を欠如した行政の事例3**

解同に所属していない同和地区住民には、同和对策事業の住宅資金貸付の申し込みを「窓口一本化」という不合理な制度をつくり、それを理由に受け付けないという違法な差別が行われます。

福山市本庄町に在住し、解連(部落解放同盟正常化連)に所属する O さんら3人は、福山市住宅資金貸付条例に基づいて昭和47年9月申請をしたところ、市は窓口一本化の方針のもとに別に作成した「取扱要領」を持ち出して、「取扱要領に定めてある解同役員らの意見がついていない」との理由で申請書の受理を拒否します。福山市は解同市協(解同福山市協議会)を唯一の交渉団体とし、同和对策事業については解同の意見を聞く、解同の諸活動には活動の助成を行うが、それ以外の団体には認めないと窓口一本化を昭和45年から結んでいました。市は3人に対し、申込書に解同役員や市生活相談員の「同和地区出身を認める」との証明・印を添付するよう求め、「取扱要領に定めてある解同役員らの意見がついていない」との理由で解連に所属する3人の申請を受理しませんでした。そのため3人は「取扱要領は法の下での平等の原則に反し

違法だ」と立石市長を相手に行政訴訟を起こします。

広島地裁は52年7月、「窓口一本化は公正な手続制度でなく差別をもちこむ不合理な制度であり違法である」との判決を出します。裁判長は判決理由で、解同市協と解連市協とが深刻な対立状況にある点を踏まえ、解連に属する者が取扱要領で不利益を受ける恐れがあると指摘します。

「この条例適用に当たって、解同福山市協支部役員の意見を聞かなければ申し込みができないのでは解同に属さない者は公正な意見が得られない恐れがある。また、生活相談員の人選も解同の意向が尊重されており、同様な恐れがある。特に解連とは深刻な敵対関係にあるだけに同条例の取扱要領は公正な手続き制度とはいえず、部落解放運動に対して差別を持ち込む不合理な制度だ。」

解放同盟に属さなければ融資をしてもらえない。判決理由にもあるように生活相談員は解同幹部が独占して、解同の意向に逆らう者には貸付をしないようにするなど、他団体を排除し、同和対策事業を独占し、組織拡大にも利用していたのです。

提訴から5年にわたった裁判闘争は、「窓口一本化は違法」との判決が下されました。しかしいまだに窓口一本化は続けられています。

#### **行政への不当な要求・圧力の事例4**

教職について2年目の教師が保護者参観日に行った人権学習の内容が差別事件で、その責任は町や県の行政にあると、解放同盟から糾弾され、学校の同和教育推進態勢を「確立」し、同和教育研修の保障が不十分であった等の総括書を提出するということが起こります。

糾弾の様子を記した解放新聞記事を元にやりとりを紹介します。差別事件として糾弾を受けたのは大古(おおふる)小学校で、昭和58年11月に教職2年目の教師が人権参観授業を行いました。参観した同和地区保護者達から授業内容について、疑問と怒りの声が寄せられたということが発端です。教師は国語の「あとかくしの雪(木下順二作)」を朗読させた後、時代背景に視点を当てるため、江戸時代の身分制度にふれた授業を展開しました。この授業が、「本県の同和教育の原点ともいべき吉和事件の教訓が生かされていない」差別事件とされたのです。教師が差別言動をしたわけではありません。しかし保護者の声を口実に解放同盟から4回にわたり、事実確認会、交渉

という名の元に糾弾を受け、教育介入が行われます。若い教員が差別事件を起こすのはそれを採用した県教育行政に問題がある、という論法です。県教委、教育事務所、町、学校に欠陥があったからだと言われ、それぞれが提出した総括書を元に追及されます。糾弾会は毎回そうですが、150名から200名の解放同盟員が多数いる中で行われています。解放同盟はこれを「大衆動員」で「学習の場」と言っていますが、実態は要求を通すために数を頼んだ多数による威圧です。宮沢蔵相はこのような状況をリンチと呼びました。

第2回目の糾弾会の追及の中で、県の教職員の採用試験問題に同和教育の割合が多いということが分かります。差別発言が起こったのは県教委に問題があるからだと言われ追及された県同和教育課長が

「教職員採用にあたっては、同和教育の出題ウェイトを大きくした」と答えます。しかし解同から、「抽象的だ」などとさらに追及される中で次のように述べます。

「同和教育の精神は、試験の全領域の基底にしているつもりだが、特に同和教育の出題については、一般教養の25%の比重をかけている。また、今回(1984年)からは、同対審答申の文章に語句を入れるといった内容でなく、同和教育の問題の解決にあたって学校教育が果たすべきことは何か、という出題を課し、文章記述で答えていただいている」。既に一般教養の25%を占めていたこと自体異常ですが、同教課長のこの回答の後、さらに「次回、自らの悪さを分析した文書を今月中に提出」するよう要求し、同課長に確認書を書かせます。同和教育が何より優先するという名の下に県の教職員採用試験まで歪められていたこと、またそれが糾弾によって為されていたということです。

3回目の糾弾会で大古小と大柿町への糾弾は終わります。しかしそれにもかかわらず、広島教育事務所と県教委に対して「同和教育推進態勢の整備」を口実に引き続いて糾弾がなされ、福山市の高校総合選抜制度の類型別実施を問題として厳しく追及されます。類型別実施にあたり部落の生徒と一般の生徒の進学比率の格差が差別で、これまで同和教育運動で積み上げてきた成果を否定する動きだということを理由にして、類型別入試の廃止を要求したのです。糾弾の目的は実はこれだったということです。

1 教師の授業からそれをテコにして、県行政を徹底追及するというパターンです。あ

る言動を、さまざま理由をつけて同和問題に関連付け、差別事件にし、行政の責任にして糾弾し、不当な要求をするという、えせ同和行為です。

### 【ファイル 15】 昭和58年10月5日、常石小学校長 T. G 氏がナイフで自殺。

中国新聞記事によると、同校長は前年の 4 月から同小教頭から校長となりました。夏休み終わり頃「疲れた」と教頭に打ち明け、自殺 10 日程前から仕事のことで悩み、家族に不眠を訴えていました。9 月 30 日、自宅を少し離れた路上でうずくまっているのを家族が発見し病院に運びました。既に意識はなく、両首筋、両腕の内側に鋭い刃物で切った傷が6カ所くらいあり、動脈や神経を切る深い傷でした。入院加療しましたが、10月5日に亡くなりました。

連合赤軍が浅間山荘で人質をとって立てこもった事件から 50 年目になりますが、彼らが群馬県の山中に築いたアジトでメンバーを「自己批判」させることを大義名分にした「総括」で、12 名を死に至らしめていました。当時の日本社会に強い衝撃を与えましたが、学校でも「同和教育の観点」で自己批判・点検させる「総括」が行われていました。差別事件とされると、職員会が互いを批判する「総括」の場となり、「総括書」を提出する解放同盟が納得するまで「総括」が繰り返し行われていました。職員会が恐怖の場となっていたのです。

### 【ファイル 16】 昭和60年2月28日、庄原市山内小学校 T. S 教諭(25 才)が山中で首つり自殺。

運動会での指導のあり方をめぐり、現職の公立小学校長である解同支部長から介入を受け、総括を受けていた中での自殺でした。中国新聞によると、T. S 教諭は同月 19 日朝、「学校に頭が痛いので病院に行くので午前中休ませて欲しい」と電話連絡して自宅を出たまま行方不明になりました。家族が保護願いを出し、捜索がされていました。遺書は見つかっていません。28日、双三郡三良坂町仁賀の山林のがけ下に軽乗用車が転落し、近くの立木にひもを結んで首をつって死んでいました。

T.S 教諭の自殺について、運動会へ向けての児童あいさつを誰にするかをめぐり、「解同」の教育介入があったと、同和黒書①が記しています。黒書①によると、前年の9月、6年生が児童あいさつをすることになり、指導に当たった6年担任の T.S 教諭は

「できるだけ多くの方が役を受け持ってやろう」と、希望者を立候補で募集し、名乗り出た2人のうち一人を選び、予行演習の時にあいさつをさせました。その日の放課後の反省会で「今まで通り児童会長がすべきではないか」との意見が出され、本番は児童会長がすることになりました。

翌日に児童会長の母親から電話があり、「なぜうちの子にさせないのか。もし地区(同和地区)の子であるという理由なら差別だ」と言われます。

9月16日の運動会当日は児童会長があいさつをしました。

しかしこれで話は終わりませんでした。2日後、「解同」の Y 支部長から「6年生の児童の中に、今回のことの不合理性を指摘する者が一人もいなかった。これは同和教育が不十分な証拠である。総括せよ」と要求されます。Y 支部長は庄原市内の現職小学校長です。その Y 支部長から「同和教育が不十分」を理由に総括を要求されたのです。介入するのに理由はどうにでもなるということです。山内小では、10月27日に「総括書」を庄原市教委と「解同」支部へ提出します。

T.S 教諭が失踪した今年の2月19日は、6年生の学級運営の問題について協議する職員会議を予定していた日でした。中国新聞は「学校の指導問題で悩んでいたらしい」と書いています。T.S 教諭は、職員会議で総括されると恐れ、悩んでいたのではないかと推察します。

教諭の自殺後、「解同」支部長がビラを出して弁解するのですが、黒書①はそれを次のように書いています。

「まもなく『解同』は支部長名で「弁解」ビラを出した。そのビラは、支部長が『同和教育の欠落点を整理して欲しい』と『学校へ提起した』ことを認めている。そして『1ヶ月後の10月27日に総括書を提出させて決着した』ことを明記しつつ、今回の自殺問題については、自分は全く無関係だと居直っている。さらに『教育介入の事実はない』と強弁しながら、児童会が決めたことに口ばしをいれたり、総括書提出を当然視する態度に、彼らの内部からも『まずいビラを出してくれた』との声が出ている」

公立小学校長でありながら解同支部長の肩書きで他校の運動会の児童挨拶をめぐる問題に差別を口実に介入し、「総括」を要求するということが行われていたのです。行き過ぎた介入・糾弾の典型例です。T.S 教諭の自殺はこのような経緯、総括の中、起こったのです。